

## 期日指定定期預金規定

### 1. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- ① 1年以上2年未満 通帳（証書）記載の「2年未満」の利率
  - ② 2年以上 通帳（証書）記載の「2年以上」の利率  
(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) 自動継続扱いの場合は、継続後の預金の利息についても前記(1)と同様の方法で計算します。
- (3) 自動継続扱いで継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金するか、または元金に組入れます。
- (4) 自動継続扱いで指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (5) この預金の満期日以後の利息（自動継続扱いの場合の継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金を定期預金共通規定10の(1)により満期日前に解約する場合および、定期預金共通規定13の(2)または(3)により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。
- ① 預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）の6か月後応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
  - ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算し、この預金とともに支払います。
    - A 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
    - B 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
    - C 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
    - D 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
    - E 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 2. (保険事故発生時における相殺時の利率)

この預金の定期預金共通規定11(3)①の利率については次の利率を適用し、満期日前日までの期間については1年複利の方法により、満期日以後の期間については単利の方法により、計算するものとします。

#### (1) 相殺通知が当行に到達する前に満期日の指定がある場合

- ① 預入日から満期日の前日までの期間が1年以上2年未満の場合
  - 満期日の前日まで 通帳または証書記載の「2年未満」利率
  - 満期日以後 当行の計算実行時の普通預金の利率
- ② 預入日から満期日の前日までの期間が2年以上の場合
  - 満期日の前日まで 通帳または証書記載の「2年以上」利率
  - 満期日以後 当行の計算実行時の普通預金の利率

#### (2) 相殺通知が当行に到達する前に満期日の指定がない場合

最長預入期限の前日まで 通帳または証書記載の「2年以上」利率  
最長預入期限以後 当行の計算実行時の普通預金の利率

以 上

2021年5月1日現在